お知らせ

高島ビジネスプランオーディション個別相談会の開催

◆お気軽にご相談ください！

現在、募集しているビジネスプランオーディションへの応募を検討されている方を対象に、個別相談会を開催します。オーディションの詳細や応募される事業計画についての相談を希望される方は、お気軽にご相談ください。

市内の資源を活用し、自ら起業され、事業化に向けて取り組まれる皆さんを応援します。

※ビジネスプランオーディションについては、『広報たかしま』6月1日号（№20）をご覧ください。

▼日　時
7月8日（土）10時～17時
7月11日（火）10時～17時
※希望する時間帯をお知らせください。（相談時間は1時間程度を予定）

▼場　所　高島市役所2階　ロビー打合せ室
▼費　用　無料
▼申込方法　事前に電話にてお申し込みください。

問・申　営業開発室　☎（25）8515

社会教育施設等の使用申し込みについて

市内公民館・体育館・グラウンドなどの社会教育施設・社会体育施設の使用申し込みは、使用する日の3ヵ月前から申し込みを受け付けています。

7月からは、10月使用分の申し込みが可能になりますが、10月1日からは使用実績に応じて使用料をご負担いただくことになります。申し込みの際には使用料金等のご確認をお願いします。なお、使用料金については、広報たかしま5月1日号（№18）および市ホームページにも掲載していますのでご覧ください。

また、各施設の使用料金や支払い方法などについては、教育委員会生涯学習課、市民スポーツ課またはご利用を希望される各施設にお問合せください。（生涯学習課・市民スポーツ課）

暴力団にかかわる困りごと相談所開設!!

交通事故示談、債権取り立てやその他因縁をつけての金品の要求など、暴力団と関わりを持ち、お困りの方は勇気を出してご相談ください。弁護士や専門の相談員が親切に対応します。相談料は無料で秘密は厳守されます。

▼日　時
7月13日（木）　13時～16時
▼場　所　安曇川公民館（安曇川ふれあいセンター内）
▼主　催
・（財）滋賀県暴力団追放推進センター
・高島市防犯自治会暴力排除推進協議会

問　（財）滋賀県暴力団追放推進センター　☎077（525）8930（総合防災課）

旧日本赤十字社救護看護婦等に内閣総理大臣名の書状を贈呈します

先の大戦において、外地等（事変地の区域又は戦地の区域）に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護看護婦および旧陸海軍従軍看護婦の方（慰労給付金受給者は除く）に対して、そのご労苦に報いるため、内閣総理大臣名の書状を贈呈しております。

なお、請求用紙を市役所社会福祉課☎（25）8120に用意しています。（請求期限：平成19年3月31日まで）

問　〒100－8926　東京都千代田区霞が関2－1－2　総務省大臣官房管理室業務担当　☎03（5253）5182（直通）　FAX03（5253）5190（社会福祉課）

ITサロンの開設について

湖西障害者生活支援センター「ほろん」では、パソコンに触れながら障害をお持ちの方が集える場として、「ITサロン」を開設しています。インターネットを情報収集のひとつとして体験するとともに、様々な方との交流により、充実した地域生活を過ごしませんか。

▼対象者　身体・知的・精神など様々な障害をお持ちの方
▼場　所　湖西障害者生活支援センター「ほろん」（パソコンルーム）
▼申　込　随時受付
▼日　時　第一土曜日・第三日曜日
・午前の部　10時～12時
・午後の部　13時～15時30分

問・申　湖西障害者生活支援センター「ほろん」　☎（22）4041　FAX（22）4131（社会福祉課）

福祉医療費受給券等の更新をお忘れなく!!

◆7月31日が有効期限です

福祉医療費受給券および精神科通院医療費助成券は、毎年8月1日を有効期間の更新期日としているため、現在交付中の受給券は、今月末をもって有効期間が終了します。

有効期間の更新には、本人または保護者等による申請が必要となりますので助成対象者に該当すると思われる方につきましては、更新手続きのご案内を個別に通知いたします。

〈福祉医療費助成制度〉

福祉医療費助成制度は、乳幼児、重度心身障害者（児）、65～69歳老人、母子家庭、父子家庭、ひとり暮らし寡婦、ひとり暮らし高齢寡婦、重度心身障害老人等の医療費の一部を助成することにより、この方々の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に実施しています。

〈精神科通院医療費助成制度〉

精神障害者精神科通院医療費助成制度は、精神障害者（児）および精神障害老人の医療費の一部を助成することにより、この方々の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に実施しています。

各制度の詳しい内容などについては、市役所保険年金課へお問合せください。

問　保険年金課　保健医療グループ　☎（25）8137

国民年金保険料の納付にお困りの方へ

長い人生の中には、経済的な理由により国民年金保険料の納付が困難な時があるかもしれません。

国民年金には、前年度所得が一定基準以下の場合、保険料の納付を免除や猶予する制度があります。

免除・猶予制度には、全額免除、半額免除、1／4免除、3／4免除、若年者納付猶予、学生納付特例の制度があり、申請をして承認されると納付の免除や猶予を受けることができます。

承認期間は一年間（学生納付特例を除き原則7月から翌年6月まで）で、年金受給に必要な期間（25年間）に算入されるほか、万一の病気や事故の時の障害基礎年金や、遺族基礎年金の受給に必要な要件も、納付した場合と同じ扱いになります。

◆毎年申請が必要です

昨年度分（平成17年7月～平成18年6月）の保険料が、全額免除または若年者納付猶予と承認されていても、継続審査の対象となっていない方は、毎年7月以降に申請をして、承認されなければ、未納扱いとなります。

今年度分（平成18年7月～平成19年6月）の免除や猶予を希望される方は、大津社会保険事務所国民年金業務課または、市役所保険年金課、各支所住民課のいずれかで必ず申請してください。

◆半額免除・1／4免除・3／4免除を承認された方

半額・1／4・3／4免除を承認された方は、残りの保険料の納付が必要です。

これを納付しないと、未納と同じ扱いになりますので、（次ページへ続く）

問…問い合わせ先　申…申込み先　☎…電話番号　FAX…ファックス番号　メール…メールアドレス　HP…ホームページアドレス